

平成24年 第4回 築上町議会定例会会議録(第2日)

平成24年12月5日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第2 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について
- 日程第9 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について
- (追加分)
- 日程第12 陳情第1号 2013年度教育条件整備陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第2 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について
- 日程第9 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について

(追加分)

日程第12 陳情第1号 2013年度教育条件整備陳情書

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君

総合管理課長 宮尾 孝好君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第90号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第90号平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) おはようございます。早速、質問のほうに入らせていただきます。

17ページ、8款土木費の住宅費のことについてお聞きしたいと思います。

予算で340万円、施設修繕費というふうになっていますが、内容についてを説明をお願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

都市政策課長(久保 和明君) 都市政策課、久保でございます。町営住宅とサン・コーポの通常の管理に伴う住宅修繕費の補正を上げさせてもらっています。

内訳としましては、町営住宅分が330万円、サン・コーポ分の10万円を合計で上げております。

一般的な住宅の維持管理としての床板の張りかえとドアサッシの修繕を上げていますが、特に冬場に多い、水道管の凍結による修繕等の緊急的な修理代も一部加味しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 町営住宅の中に、例えば駐輪場とか自転車を置く場所で、風よけとかそういうので、つけているとこ、つけてないところというのがあります。

で、あるところの要望で、風よけをつけていただきたいという要望の中で、検討されているというふうなちょっと話も、ちらっと聞いたことがあるんですが、特にこの時期、自転車がまとまってだっと倒れてしまうとか、風が強いとかということがよくありますんで、そういうふうな対応の予算が、この中に入っているのかいないの

かを再度、聞きたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 久保課長。

都市政策課長(久保 和明君) 都市政策課、久保です。その要望につきましては、先日、要望で受けましたが、まだ、見積もり等、構造的なものがありますので見積もりをとっておりませんので、修繕の範囲でできれば行うと思いますが、予算等大きくなれば、当初でという考えをしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 住宅で駐輪場等を、ある小学生、中学生、特に小学生、中学生が主に使う自転車が、例えば何十台もまとまって倒れて、その中から1台を出すとかいう、特に中学生とかは朝早くて、通学に行くのに朝から大変な思いをしたとかいう声も、ちょっと出てきていますんで、そういう点も踏まえて、今後、検討をお願いしたいし、もし、この修繕費の中で、そういうふうな予備的なもので対応ができるのであれば、そういうふうな対応も考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 3点ほど質問したいと思います。

11ページの2款1項6目の企画費の13節、280万円が上がっておりますが、この内容をお聞きしたいと思います。

それから、ページ15ページの6款1項3目、農業振興費の1節、報酬、人と農地プラン検討会議委員報酬が上がっていますが、会議を何回開く予定にしておりますか。

それと、19節の負担金補助及び交付金の農業者戸別所得補償制度推進事業に589万1,000円が上がっておりますが、その内訳の説明をお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。11ページ、2款1項6目企画費の13節委託料、計画策定業務委託280万円の内容ですけれども、観光地域づくりビジョン策定に係る事前調査ということで、上城井地区を選定いたしまして行うものでございます。

現在、県と京築市町村で、京築連帯アメニティ都市圏構想というもので、京築の地域活性化を図るために種々活動を行っておりますけど、その中で、訪れたい京築づくりということで、アメニティ構想の中で上城井地区が選定されております。

それで、それをステップアップして、さらなる活性化を目指すために、今回、地域づくりビジョン策定の委託を計上させていただいております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。15ページの6款1項3目1、報酬費の人・農地プラン検討委員会の開催でございますが、今のところ、一応、4回を予定しております。

それから、その下の19節、農業者戸別所得補償制度推進事業交付金でございますが、これは町の水田農業推進協議会というところが、農業者の戸別所得補償制度を今事務をやっておりまして、その事務費が509万1,000円、それと現在、町内で2つの営農組織が法人化を進めておりまして、越路と下本庄ですが、どちらも設立総会終わりました、越路のほうは、もう登記まで終わっております。その法人化を達成した組織に対しまして、40万ずつ事務費が交付されるものでございます。それが80万でございます。都合589万1,000円になります。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(10番 西畑イツミ君) はい、わかりました。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) ページ18ページの10款1項2目の15、工事請負費の学校施設改修工事費の600万円、これは説明によりますと、椎田中学校のトイレ改修ということですので、トイレがどのように傷んで、どの程度の改修で600万の予算をつけたのかの説明と。

次のページの20ページ、10款4項の5目の、これも18節の庁用器具費、一般備品の購入費、これも説明によりますと、コミュニティセンターのパソコン等の備品購入費となっておりますが、1,800万という金額が非常に大きいと思いますので、この1,800万円の内容についての説明をお願いします。

議長(田村 兼光君) 金井課長。

学校教育課長(金井 泉君) 学校教育課、金井です、椎田中学校トイレ改修工事についてお答えいたします。

椎田中学校のトイレ改修工事につきましては、平成25年度、特別支援が必要な生徒が入学予定であります。これに対応するためのトイレの改修工事であります。シャワー等完備したトイレの改修工事になるかと思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課長、田原です。10、4、5、18、備品購入費1,856万1,000円についての説明をいたします。

コミュニティセンターのホールの舞台照明、ステージ上の照明、横の証明、調光機等の金額は、約800万ぐらいです。

それと、音響設備が全然していなかったもので、音響設備、マイク、スピーカー、デッキ、アンプ等の備品が200万ぐらい。それとパソコンは、全部で16台設置します。それと指導者用が1、17プラスの事務局、事務

室のほうに3台。それとプリンター、プロテクター等を計画しております。それが約700万ぐらいです。

それと、展示用のパネル、それとパネルの下の足、約40脚を100ちょっと。それにIH用の調理用備品ということで、中華用の鍋とか天ぷらとかステンレス等の金額が約20万ぐらいを計上させてもらっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 学校のトイレの改修なんですけど、特別支援用ということで、トイレの改修とシャワーですか、シャワーをつけるってんですけども、子供のためにシャワーをつけるということですか。で、つけるのであれば、何人の生徒が入学するのか。

それと、今田原課長が言われた、それは全然、当初の予算に入ってなかったということなんですけど、当然、これも立てるのであれば、当初からきちっと予算見積もりをするべきじゃなかったかなと思いますが、なぜこの時期に最初からわかっているものを、なぜこの時期に補正として上げたのかの説明をお願いします。

議長(田村 兼光君) 金井課長。

学校教育課長(金井 泉君) 学校教育課、金井です。トイレの改修の件ですが、特別支援が必要な生徒、一応、おむつ等の着用が予定される生徒でございます。シャワー等の完備、また洋式、多目的に使うような形になろうかと思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。もうひとつあるんか。(発言する者あり)田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。見直しの中で、今回、計上させてもらいました。

議長(田村 兼光君) いいですか。

ほかにございませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 14ページの農業費の全般について聞きますが、これは、僕は内容はよくわかりませんが、さきの産業建設委員会の中で、農水省の補助金で架空の、架空じゃないかもしれませんが、ある団体をつくって、そこに農水省から補助金来た。

で、そこが、使い方が間違っちゃったんか誤ったんか、よく内容は知りませんが、その辺で返還命令が来たというんで、これを町が返還するというような話を農業委員会でしたらしいんですが、どっか、今回の議会にそれを提案するというような話で終わっているみたいですが、この全般の中に、ここは本当に気合い入れて聞いてもらいたいんですが、この農業費の中に、そういう予算がどっかに入っているのかどうか、質問します。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、その予算は、町が全く関与してない事業でございましたけれども、いわゆる航空写真を連合会を通じてつくるということで、実際、つくってお金を払っておるということで、町の予算は、歳入も入れてないし、それから支出もしてないということで、協議会はJAと職員レベルでつくっておった協議会ということで、そこが受け入れをして、支出もそこでやっておるといふうなことで、実際、そのでき上

がった成果品は、協議会の所有物というようなことで、これは町のほうが備品で買い上げようというようなことで、協議会との話をして、このいわゆる航空写真も今、データを町のほうで作成しております。それを一部で使えるというようなことで、買い上げてやるというふうな方向で、予算に備品購入費で上げております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) そういう航空写真を撮って、それだけの事業をしたということになれば、その何で農水省からその補助金を返還せえというふうな話になるのか、それ実際、事業をやっているんでしょうか。

で、まして、またこれは町を通さずにそこの団体に直接行っている、要するに国の金でしょう。だから、それで返還命令が来たから、必要あるのかないのかも、それは当然ある、その航空写真が、町にとって必要な備品なのかどうかというようなことも、もう明確にしてもらいたいし、まして、その返還命令が来るということは、よほどのことがない限り、国のほうから補助金の返還命令なんか、もうほぼないと僕は、もう今までそういうことを聞いたことがない。

それを、備品を買ってやることによって、そこの穴埋めをしてやろうというふうにししか考えられませんが、その内容を詳しく知るような資料を出してもらいたいし、で、どういうふうなことで返還命令が来たのか、はっきりその内訳、中身を明確にして、これ、本当に町が必要とするべき備品なのかどうかということも、把握したいと思えますし、その辺、しっかり説明責任を果たして、我々が納得いくような資料を出してもらいたいと思えますけど、どうですか、それ。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、職員の職務怠慢ということでこれは、これも、一応処分して懲戒免職にした職員が、この事務ちいいますか、協議会の事務を事務員として行っておったというふうなことで、その後、本来ならJAとそれから普及センター、それから農業共済ということで、共有化事業をしなきゃならんのを途中でデータだけつくって、その協議会事業を行っていなかったということで、国のほうから協議会に返還命令出しますよと。自主返還であれば、それはそれで、それ相応の違約金も取らないしという方向性で来たという話を伺っております。

そういう形の中で、責任の一端で、町の職員が、こういう事務を行っておきながら、我々、理事者側には全くわかってない形で事業を行っておったわけでございますけれども、町の職員が関与しておったというようなことで、これはもう責任は遺憾の問題であるということで、何とか協議会のほうは、この地図を、地図情報を町は使わしてもらうという一つの考え方があったというようなことで、実際今、この地図情報をもとに、町が実際のこの情報網をつくっております。

それに使わしてもらうということで、この予算ももう議決をしていただいておりますけど、この一部、この分を使いながらやっていこうというふうなことで、一応、考えておるということでございますし、そういう形の中で、この備品購入という形で、買収したものが、その協議会が、これ、返還に充てるのかどうするのかちょっとわかりませんが、一応、購入しようというふうなことで決定をして、予算に出させていただいておるという

状況でございます、実際、このつくったものは、町としても利用できるという観点から購入をしようということで、一応、予算に上げさせていただいておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これ、3回の質問で詰めるのは非常に難しいし、よく、もうその内容を把握していないから、これ以上言えませんが、要するに何かの職員が怠慢と言いましたか、職員の怠慢で返還命令が来たということになったものを、町民の血税でこれを穴埋めをするというようなことは、いかがなものかと、中身は僕はよくわかりませんが、

だから、中身がはっきりわかるように資料を要求しますし、どういうものか、どうなったのかというような話を明確にしてもらいたいと思う。

これ、3回の質問じゃ、今、町長の答弁じゃ、何が何かさっぱりわけわからんけど、この辺を明らかにして、委員会でもたこれを要求して、それまでに資料をしっかりとってらって、はっきり内容が把握できるような措置をとってもらいたいと思います。

もう3回目ですから、もうこれぐらいしかわかりません。資料も何もないから、どういう団体で、どういう団体がどうして、うちのこの築上町の職員が、どういうふうになにかかかって、何が怠慢、どういう怠慢があって返還命令が来たのかということをもう少し詳しくしていただきたいと思います、全くそういう資料がないのでわかりませんから。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 一応、経過というものは、私ども、一切関与してなかったんですけども、返還命令というのが、その協議会に来たということで初めて知ったんですけども、これはやっぱり町の職員のことので遺憾なことだというようなことで、返還命令は来てないんです、まだ、自主返還をしてはどうかということで、農政局から協議会のほうに打診があつておるということで、これが、いや、自主返還しないという形になれば、協議会に対して返還命令。

この協議会というのも、ある程度、架空的なものでつくっておつたような状況もございます、これは後で、経過だけは皆さんに御報告をさせていただこうということで、委員会までには公開します。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 済みません。先ほどの件なんですけど、説明されている意味が、僕はさっぱりわからないんですけど、備品購入で370万上がつておるんで、370万の備品購入、今、何か中古の地図を買うという形で、その資料をちょっといただきたいと思います。

そして、航空写真と言いましたけど、結構、そこんとわかりませんが、先日も何か3,000万ぐらいかけて、何かGPSが何とかで必要とかで以前、あれしたこともあるし、税務課に行けば航空写真の図面も出てくるし、これ、必要というのは、ということで、その中古の機械を買うという形に聞こえたんですけど、そのまた返還という意味はわからないんですけど、じゃあ、返還の自主返還は、誰かがやるということで決まっているわけです

かね。

それで、この370万は協議会に行く、その機械と引きかえに買うということなんですけど、370万はその協議会に残って、自主返還については別問題ちゅうことを言いよるんですか。それとも自主返還のためにこれを払わせようとしよるのか、全然意味がわからんです。説明、詳しくわかるようにお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には備品購入ということで、協議会がつくったものを町がこれ、買い上げるということで、返還、もう全く関係ないといえ、これはうそになりますけれども、一応、所有権をもう町のものにしようということで、今、協議会が所有権持っています。

だから、その所有権を町のものにすれば、町が自由に使えるということで、一応、そういう形の中で処理をしていくと。

そして、それを後、返すか返さないかは、協議会が決めていくということであろうし、そこんところは協議会に委ねるしかならうというふうに、我々が関与できないという問題になっておりますんで、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) じゃあ、済みません、委員会のほうで、ちょっとそれはゆっくり説明をしていただきたいと思います。(発言する者あり)ええ。

僕に、だから大きく捉え、僕の捉えは、そこ、協議会の問題があったから、その担保で払ってやるというふうにしかな聞こえなかったんで、委員会のときに聞きたいと思います。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第90号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの委員会に付託します。

日程第2. 議案第91号

議長(田村 兼光君) 日程第2、議案第91号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第91号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3.議案第92号

議長(田村 兼光君) 日程第3、議案第92号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第92号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4.議案第93号

議長(田村 兼光君) 日程第4、議案第93号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第93号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5.議案第94号

議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第94号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第6.議案第95号

議長(田村 兼光君) 日程第6、議案第95号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7.議案第96号

議長(田村 兼光君) 日程第7、議案第96号築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8.議案第97号

議長(田村 兼光君) 日程第8、議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第9.議案第98号

議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第98号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10.議案第99号

議長(田村 兼光君) 日程第10、議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第11.議案第103号

議長(田村 兼光君) 日程第11、議案第103号人権文化のまちづくり宣言についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第103号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第12. 陳情第1号

議長(田村 兼光君) ここで追加議案です。日程第12、陳情第1号2013年度教育条件整備陳情書についてを議題とします。

ただいま議題となります陳情第1号は、厚生文教常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午前10時29分散会